

学校安全対策基本法案の概要

「学校安全対策」

- ① 被害の未然防止
- ② 被害の拡大防止
- ③ 通常の学校生活の回復
- ④ 被害救済

<対象>

● 学校安全に係る被害

- 授業、課外活動、通学等のとき
(学校の管理下にあるとき)

○ 原因

- ① 災害
(例:地震、大規模な火災等)
- ② 事故
(例:実験・実習等における事故、交通事故)
- ③ 故意の犯罪行為
(例:不審者の侵入事件、連れ去り事件)
- ④ 学校施設設備からの有害な物質の発生
(例:アスベスト、シックスクール)

○ 児童生徒等が心身に受ける被害

(生命・身体に生じる被害、精神的な被害)

「学校安全対策の推進」

○ 基本理念

- ① 学校教育の目的を達成する上での前提であるとの基本的認識の下に万全を期する。
- ② 被害の発生の未然防止を基本とし、かつ、被害の拡大の防止、通常の学校生活の回復、被害救済が適切に図られるよう、総合的に実施。
- ③ 多様な主体の連携を確保するほか、地域の特性、学校の実情や児童生徒等の年齢・心身の状況について適切な配慮、障がい等を有する児童生徒等について合理的な配慮。

○ 責務(国・地方公共団体、学校設置者)

○ 財政上の措置、法制上の措置等

○ 学校安全対策推進基本計画等(国、都道府県、市町村)

○ 推進に関する基本的な施策

- ・ 学校における計画の策定等
- ・ 応急措置(情報伝達、避難等)に関するマニュアル策定・訓練の実施等
- ・ 校務の実施体制の整備 (例:学校安全対策に専門に従事する者の配置)
- ・ 学校の施設設備の整備 (例:校舎等の耐震改築・補強、アスベスト除去工事)
- ・ 児童生徒等の安全教育及び安全管理
(例:交通安全教室や防犯教室の開催、通学路の選定、防犯ブザーの配布)
- ・ 通学に係る諸条件の整備
(例:歩道・スクールゾーンや防犯灯の設置、スクールバスの運行)
- ・ 危険箇所に関する情報の把握及び活用
(例:安全マップの作成、校舎等の耐震診断・アスベスト調査)
- ・ 地域における取組等の推進
(例:子ども110番の家、PTAや地域ボランティアによる防犯パトロール)
- ・ 教育方法の改善 (例:児童生徒等の安全に配慮した授業方法の採用)
- ・ 通常の学校生活の回復 (例:校舎等の災害復旧、児童生徒等の心理ケア)
- ・ 被害救済 (例:スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の充実)
- ・ 国民の理解の増進、研修等、調査研究の実施等